

5月12日は

「民生委員・児童委員の日」

「支えあう 住みよい社会」

地域から

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、生活上の悩みごとや、心配ごとの相談・支援や行政機関等へのつなぎ役としてボランティアで活動しています。

市内では、200人を超える委員が活動しており、お住まいの場所によって担当委員が決まっています。

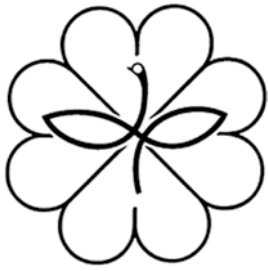
また、子育て支援や児童健全育成活動を専門的に担当する主任児童委員もいます。

法律により守秘義務があり、相談の内容や個人の秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

※担当委員は、市役所社会福祉課または各支所・行政サービスセンターへお問い合わせください。

社会福祉課地域福祉係

63-5113



民生委員・児童委員のマーク

4月1日に委嘱された新たな民生委員・児童委員をご紹介します

相川地区（南片辺、北片辺）

担当 小松 隆晴さん

新穂地区（皆川、舟下）

担当 雑賀 隆夫さん

新穂地区（井内、上新穂）

担当 後藤 一輝さん

社会福祉課地域福祉係

63-5113

製造事業所の皆さまへ

2020年工業統計調査にご協力ください

総務省・経済産業省では、工業統計調査を6月1日現在で実施します。

調査は、製造業を営む事業所を対象に実施され、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査をお願いする製造事業所には、5月中旬から6月にかけて統計調査員が調査票を持って伺います。国から直接郵送で届きますので、ご協力をお願いします。

※統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されます。

地域振興課地域振興係

63-3232

戦没者等のご遺族の皆さまへ
第11回特別弔慰金が支給されます

戦後75周年に当たり、国として弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「公務扶助料」や「遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母など）がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- ① 令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。

④ ①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限 令和5年3月31日

※請求期限を過ぎると本特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

市役所社会福祉課（本庁舎1階）

または各支所・行政サービスセンターで手続きをしてください。

社会福祉課支援係

63-5113

5月・6月は赤十字運動月間

赤十字の活動は、毎年、自治・町内会を通じて県民の皆さまからお寄せいただく協力金（活動資金）や、企業や団体の皆さまからの寄付金で成り立っています。

災害時の被災地への医療チーム派遣、救援物資の配布、救命講習会の実施、新潟県支部独自の事業として小学校新1年生に黄色い交通安全帽の無償配布を県と市の合同で行っています。

人間のいのちと健康、尊厳を守る赤十字活動が継続して行えるようご理解と活動資金へのご協力をお願いします。

日本赤十字社新潟県支部佐渡市地区（社会福祉課地域福祉係）

63-5113